平成２１年（フ）第１２４６号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ９街区８棟301号
破産者　福島　幹雄
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４６４号
福井県鯖江市石田上町第18号23番地６
破産者　高島　孝文
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６３４号
福井県福井市松本４丁目３番18号
破産者　石森修一郎
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２号
福井県丹生郡越前町気比庄第63号45番地１
破産者　山田　聖基
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
福井市上六条町第33号16番地
破産者　桑村　陽浩
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０号
岐阜県可児郡御嵩町伏見1836番地２の３
破産者　岡田　匡生
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２０年（フ）第１６２号
愛知県稲沢市祖父江町神明津2687番地１
破産者　浅野　　納
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第５７０号
愛知県一宮市相生１丁目４番26号、開始決定時の住所愛知県一宮市今伊勢町本神戸字立切東６番地４
破産者　河合　君子
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第２７８号
京都市右京区西院六反田町１番地
破産者　山元　甚三
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９号
北九州市八幡西区則松１丁目６番35―601号、開始決定時の住所北九州市八幡西区浅川学園台３丁目12番16号
破産者　北川　慎治
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第２６７号
熊本県菊池郡大津町大字杉水2458番地
破産者　嶋田　敏則
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２９３号
熊本市近見６丁目７番28号
破産者　魁　　哲也
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第８０９号
宮崎市恒久南２丁目11番地23
破産者　田原　周作
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成１８年（フ）第３３２号
宮崎県小林市大字細野1339番地１
破産者　大工屋　薫
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２０年（フ）第３４７号
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代10530番地
破産者　田畑　文高
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第５３７号
神戸市西区糀台４丁目11―62、住民票上の住所神戸市西区春日台９丁目１―35
破産者　藤原　崇紘
1　破産債権の届出期間　平成21年11月24日まで
2　一般調査期日　平成22年１月26日午前10時20分
平成21年10月27日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第３２４３号
大阪府泉南郡岬町淡輪3764番の41、開始決定時の住所大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1588番地
破産者　ＣＲＥＡＴＩＶＥ　ＦＡＳＨＩＯＮ　ＣＡＴ’Ｓこと　齊藤　英男
1　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
2　一般調査期日　平成22年１月21日午後４時
平成21年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１６８号
大阪府八尾市亀井町２丁目７番２号、開始決定時の住所大阪府八尾市教興寺２丁目48番地の１
破産者　松山商店こと松山勝明こと　許　　勝明
1　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
2　一般調査期日　平成22年１月18日午後３時30分
平成21年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部